

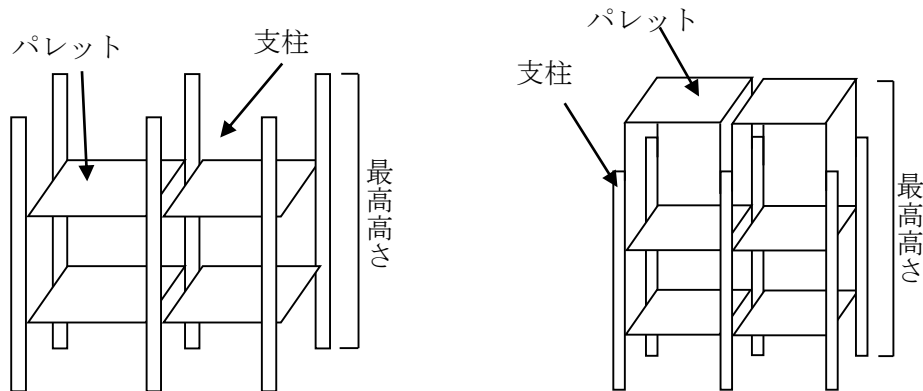
総 則	用語の定義
	法第 2 条第 1 項、法第 88 条第 2 項、令第 138 条第 3 項第二号

建築物として取り扱わない機械式駐車場の高さ

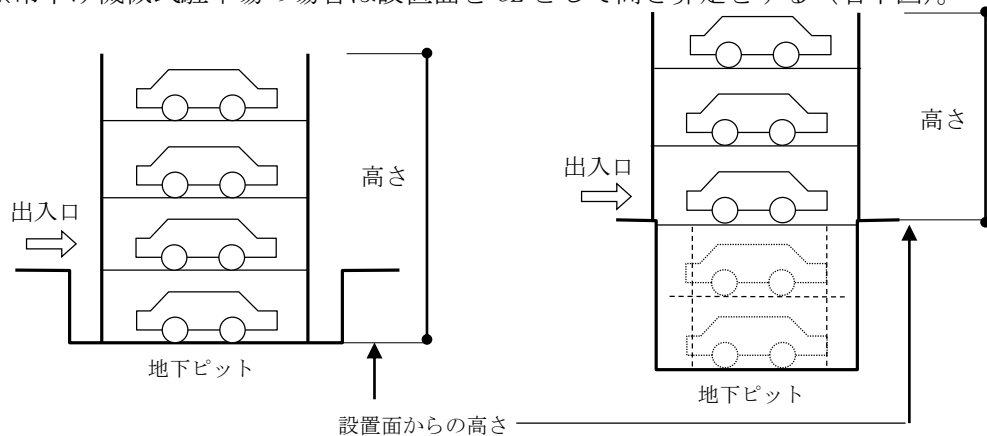
機械式駐車装置の場合、設置面からの高さが 8m 以下のものにあつては建築物として取り扱わない。

ただし、住居系の用途地域内に築造する場合、その築造面積によっては指定工作物として取り扱う。

なお、高さの算定にあつては、支柱、梁等の固定部分の内、最高部分までの高さによるものとする。可動部分で停止状態を継続することが可能な形式の装置にあつては、その最高部分までの高さとする。



※吊下げ機械式駐車場の場合は設置面を GL として高さ算定をする（右下図）。



技術的助言等	平 10 都市建調 198
参考資料等	